

東日本大震災復興関連事業チェックシート (国土交通省)  
(平成23年度第3次補正予算)

事業名	広域地方計画の総点検		担当部局庁	国土政策局	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	H23~		担当課室	広域地方政策課	課長 佐竹 洋一	
会計区分	一般会計		施策名	総合的な国土形成を推進する		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国土形成計画法第9条、10条		関係する計画、通知等	各圏域の広域地方計画(H21年8月4日大臣決定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国土形成計画法に基づく広域地方計画については、国と地方が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して計画の推進を図っていくこととしている。本事業は、防災国土づくり委員会での提言を踏まえ、東日本大震災で明らかになった防災面等の課題を緊急的に調査し、新たな将来像の検討を行うとともに、広域地方計画の強化、見直しを検討することにより、災害に強い圏域づくりの推進を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東北圏を除く7つの広域ブロックにおいて、東日本大震災により明らかとなった課題やそこから得られる教訓を念頭に、現行の広域地方計画に位置付けられた広域ブロックの将来像や主要プロジェクトについて、広域的連携や官民連携の効果的な運用や改善方策などの調査を行う。この調査結果などを踏まえ、防災等の関連する主要プロジェクトのさらなる推進を図るとともに、必要に応じ、広域ブロックの将来像や主要プロジェクトの見直し等に関する広域地方計画の強化、改定に反映する。					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	-	-	-	60	60	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標	単位	23年度活動見込
	災害に強い圏域づくりに向けた課題を緊急的に調査することにより広域地方計画の推進を図るもので、定量的な成果目標を定めて実施する性質のものではない。			活動指標 (アウトプット) ※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み	広域地方計画の総点検	件
単位当たりコスト	7.5百万円		算出根拠	52.5百万円/7件=7.5百万円		

事業所管部局による点検

項目	内容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。	「東日本大震災からの復興の基本方針」においては「災害に強い国土構造への再構築を図るとともに、そのための広域的な国土政策の検討、見直しを行う」とされており、各地域で災害に強い地域づくりという観点からの将来ビジョンの検討が求められる。
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	今回の震災による影響は東北地方をはじめ全国に広く及んでいる。広域地方計画は、各広域ブロックで実施される各種行政計画や事業に対し、指針性、先導性を有するものであるが、震災により計画策定時の前提条件と現状にミスマッチが生じていることに加え、今後予想される大規模地震に備えた災害に強い地域づくりを行うという観点からも本事業は、緊急性が高く、被災地を含めた国民のニーズに応える事業である。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	災害に強い圏域づくりの推進にあたっては、国、地方自治体、経済界等、広域的かつ総合的な調整が求められることから、既存の広域地方計画協議会の枠組みを活用することで、効率的かつ効果的に取組を推進することができる。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	本事業は、費用対効果をもとに事業着手を検討するような性質のものではないものの、効率的な事業の執行にあたっては、関係機関と十分な連携を図りながら実施することとしている。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	事業の実施にあたっては、官民を問わず広域的かつ総合的な調整が必要であり、計画決定機関である国土交通省が取りまとめを実施することとしているが、既存の広域地方計画協議会の枠組みを活用し、構成機関とも連携・協力の上、調査等を実施することとしている。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	「東日本大震災からの復興の基本方針」や防災国土づくり委員会の「提言」等を踏まえ、関係機関の各種施策を分野横断的に整理し、広域地方計画協議会で意思統一を図りながら、地域の将来ビジョンを検討することとしている。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	補正予算の成立後、速やかに事業着手が可能となるよう、事前準備を実施していることとあり、業務発注にあたっては競争性のある契約方式により透明性を確保することとしている。

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第1次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第1次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×(円/ ))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。